

瀬戸市消防本部告示第 1 号

消防本部

消 防 署

瀬戸市消防署組織規程（昭和 6 1 年瀬戸市消防本部告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成 2 7 年 3 月 2 7 日

瀬戸市消防長 矢野 研一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(副署長等)				(副署長等)			
第 9 条 法令に特別の定めがあるものを除くほか、消防長は、次の表の組織欄に掲げる組織にそれぞれ同表の職名欄に掲げる職を置き、その職は、それぞれ同表の階級欄に掲げる階級をもって充て、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。				第 9 条 法令に特別の定めがあるものを除くほか、消防長は、次の表の組織欄に掲げる組織にそれぞれ同表の職名欄に掲げる職を置き、その職は、それぞれ同表の階級欄に掲げる階級をもって充て、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。			
組織	職名	階級	職務	組織	職名	階級	職務
グループ	副署長、 主幹、室 長及び分 署長	消防司令 長又は消 防司令	消防署長を 補佐し、消 防署長に事 故があるとき、又は欠 けたときは、その職 務を代理 し、グルー プの分掌す る事務事業 の進行管理 及びグルー	消防署	副署長	消防司令 長又は消 防司令	消防署長を 補佐し、消 防署長に事 故があるとき、又は欠 けたときは、その職 務を代理す る。
				グループ	主幹、室 長及び分 署長	消防司令 長又は消 防司令	副署長を補 佐し、グル ープの分掌 する事務事

			プ内での協働体制等を指揮調整する。				業の進行管理及びグループ内での協働体制等を指揮調整する。
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
2及び3 <省略>				2及び3 <省略>			

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。